

議案第16号

葛飾区亀有南駐車場等の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成26年2月18日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

葛飾区亀有南駐車場等の指定管理者を指定する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区亀有南駐車場等の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

葛飾区亀有南駐車場、葛飾区四つ木駐車場、葛飾区高砂自転車駐車場、葛飾区亀有東自転車駐車場、葛飾区亀有南自転車駐車場、葛飾区亀有駅南口公園下自転車駐車場及び葛飾区亀有西自転車駐車場

2 指定管理者の名称等

東京都足立区六町四丁目12番25号

株式会社ソーリン

代表取締役 野 村 一 也

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで